

一 前項第一号イ又はロに掲げる方法にあつては、顧客ファイルへの記録がされた記載事項を、当該記載事項に係る旅行に関するサービスの提供が終了した日の翌日から起算して二年を経過した日（同日以前に当該旅行に関するサービスについて苦情の申出があったときは、同日と当該苦情が解決した日のいずれか遅い日）を終期とする期間、消去し、又は改変することができるものであること。

第七条 第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類は前条第一項に掲げる方法のうち、旅行業法施行令（以下「令」という。）の内容はファイルへの記録の方式とする。

令第一条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子計算機を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるものの旅行者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 前条第一項第二号に掲げる方法

（書面の記載事項）

第八条 法第十二条の五第一項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 企画旅行契約を締結した場合にあつては、次に掲げる事項

イ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結した場合にあつては、その旨並びに次に掲げる事項

二 前条第一項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

（広告の表示事項）

第九条 法第十二条の五第一項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

イ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結した場合にあつては、その旨並びに次に掲げる事項

（登録番号）

ハ 第三条第一号へからチまで及びヌからタまで並びに第五条第一号イ、ハ及びニに掲げる事項

（ハ） 契約締結の年月日

（二） 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約を締結した場合にあつては、次に掲げる事項

イ 契約を締結した旅行業者との連絡方法

（ハ） 旅行業者代理業者が所属旅行業者を代理して契約を締結した場合にあつては、その旨並びに当該旅行業者代理業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

（ハ） 第三条第一号へからト、ヌからワまで及びヨ、同条第二号ハ及びニ、第五条第一号ハ及びニ並びに前号ハに掲げる事項

（情報通信の技術を利用する方法）

第十条 法第十二条の五第二項の国土交通省令・内閣府令で定める方法は、第六条第一項に掲げる方法

2 第六条第二項の規定は、前項に規定する方法について準用する。

第十二条 旅行業者等は、企画旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、次に定めるところにより行わなければならない。

一 企画者以外の者の氏名又は名称を表示すること。

二 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価が当該企画旅行の出発日により異なる場合において、企画者の氏名又は名称の明確性を確保する最高額を表示すること。

（この命令は、平成三十年一月四日から施行する。）

附 則 （平成三十〇年四月一六日内閣府・国土交通省令第三号）

この命令は、平成三十年六月十五日から施行する。

（この命令は、公布の日から施行する。）

附 則 （令和五年一二月二八日内閣府・国土交通省令第六号）

この命令は、平成三十年六月十五日から施行する。

（この命令は、平成三十年六月十五日から施行する。）

附 則 （平成三〇年一月四日内閣府・国土交通省令第一号）

この命令は、平成三〇年一月四日から施行する。

（この命令は、平成三〇年一月四日から施行する。）

附 則 （平成二十一年九月一日）

（この命令は、平成二十一年九月一日から施行する。）

附 則 （平成二十四年六月二九日内閣府・国土交通省令第二号）

この命令は、平成二十四年七月一日から施行する。